石巻市地産地消推進店の認定に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民や観光客が石巻市産品を購入・消費する機会を増やすとともに、市産品への愛着醸成や普及促進を図ることを目的に、市産品を取り扱う事業者（直売所、旅館、ホテル、飲食店、量販店、小売店、菓子製造業、その他加工食品を製造する製造業者）を石巻市地産地消推進店（以下「推進店」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請者の要件）

第２条　推進店の認定を申請できる者（以下「申請者」という。）は、市内において営業し、市産品を販売又は使用する事業者とする。

（認定基準）

第３条　申請者は、次の基準を満たさなければならない。

（１）共通事項

　ア　店内・施設内表示やメニュー等において、地産地消及び市産品のＰＲを行うと認め

　　られる事業者であること。

　イ　市産品の販売又は使用等を、今後も増やしていこうという意欲があること。

　ウ　認定の内容をホームページに紹介することや報道機関等のメディアによりＰＲし、

　　また、紹介されることを承諾する事業者であること。

（２）販売店（直売所、量販店、小売店）

　ア　市産品を、可能な限り年間を通して販売していること。

　イ　産地表示を行っていること。

　ウ　市産品販売の表示を行っていること。

（３）旅館、ホテル、飲食店、菓子製造業、その他加工食品を製造する製造業者

　ア　料理又は弁当を販売している場合は、可能な限り年間を通して市産品を使用し、販

　　売していること。

　イ　市産品を加工し、販売している場合は、製造する加工食品の主たる原材料に市産品

　　を積極的に使用し、市産品を使用している旨の表示を行っていること。

（申請方法）

第４条　申請者は、石巻市地産地消推進店認定申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会事務局（以下「事務局」という。）に申請するものとする。

（認定審査・決定及び交付）

第５条　事務局は、前条の申請書を受理したときは、推進店の認定の可否を決定するため、第３条に基づき内容を審査し、事務局長の決裁を受けた後、結果を石巻市地産地消推進店（非）認定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　事務局は、第３条の審査を行う場合、必要があると認めるときは、現地調査等を行うものとし、申請者はこれに協力するものとする。

３　事務局は、認定審査において推進店として認定を受けた申請者に対し、認定証（様式第３号）を交付する。

（認定期間及び再認定)

第６条　推進店の認定期間は、認定日から翌年度末までとする。ただし、期間限定商品のみを取り扱う事業者については、その期間のみの認定ができるものとする。

２　前項に規定する認定期間が満了となる場合において、事務局は、認定期間満了１か月前までに、推進店に対し再認定の意思確認を行うものとし、継続の意思が確認された場合は、自動更新するものとする。

３　事務局は、自動更新となった推進店に対し、認定期間満了前に新しい認定証を交付するものとする。

（推進店の表示)

第７条　推進店は、第５条で交付された認定証を店頭又は店内の見やすい場所に掲示し、自らも推進店であることのＰＲに努めるものとする。

（認定内容の変更）

第８条　推進店は、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに石巻市地産地消推進店申請内容変更届（様式第４号）を事務局に提出するものとする。

（認定の辞退）

第９条　推進店が、その認定を辞退するときは、事務局に速やかに申し出るものとする。

２　推進店が認定を辞退した場合は、速やかに認定証を返却させるものとする。

（調査及び認定の取り消し）

第１０条　事務局は、必要があると認めるときは、推進店の認定内容について調査を行うことができるものとする。

２　推進店が第３条の基準を満たさなくなったとき、その他法令違反等推進店にふさわしくない事由が発生したときは、認定を取り消すことができるものとする。

３　事務局は推進店の認定を取り消した場合、速やかに認定証を返却させるものとする。

（推進店の広報宣伝）

第１１条　事務局は、石巻市のホームページ等において、推進店の広報宣伝を推進するものとする。

（石巻市地産地消推進協議会認定推進店の継承）

第１２条　事務局は、石巻市地産地消推進協議会（平成２９年６月１５日廃止）の事業継承に伴い、石巻市地産地消推進協議会が認定した推進店について継承することとし、認定期間については、残期間をもって再認定するものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、推進店の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１５日から施行する。

様式第１号(第４条関係)

石巻市地産地消推進店認定申請書

令和　　年　　月　　日

　「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

　石巻市地産地消推進店の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認定申請店の名称 | フリガナ（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 認定申請店の所在地 | 〒 |
| 電話番号／FAX番号 |  |
| 駐車可能台数 |  |
| 営業時間 |  |
| 休業日 |  |
| E―mailアドレス |  |
| ＨＰホームページアドレス |  |
| 認定申請店の事業者区分 | ・直売所 ・旅館 ・ホテル ・飲食店 ・量販店 ・小売店 ・菓子製造業その他加工食品を製造する製造業者 |
| １．市産品の提供方法及び主な品目(メニュー・商品等)　※主な品目の使用材料　 |
| ２．市産品の購入ルート |  |
| ３．地産地消の取り組み　　 |
| ４．その他(申請店のＰＲ等)　 |
| ５．ＨＰ（ホームページ）や案内マップ、ガイドブック等への掲載について　　上記の情報について石巻市並びに関係機関で運営するＨＰやマップ等へ掲載することに　　　　□ 同意します　　　□ 同意しません |

※ＰＲに活用できるメニュー・商品等の画像がある場合は添付してください。

様式第２号(第５条関係)

石巻市地産地消推進店（非）認定通知書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会長　㊞

　　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった石巻市地産地消推進店の認定について、（非）認定することに決定したので通知します。

様式第３号(第５条関係)

|  |
| --- |
| 石巻市地産地消推進店認定証　　　認定 第　　号　　　　　　　　殿　　　　あなたは、石巻市が推進する地産地消の趣旨に賛同し、市内で生産される新鮮で安全・安心な市産品の消費拡大を推進する地産地消推進店であることを認定します。　　認定期間：令和 　年 　月　　日 ～ 令和 　年 ３月３１日　　　　令和 　年 　月 　日　　　　「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会　　　　　　　　　会長　石巻市長　齋　藤　正　美 |

様式第４号(第８条関係)

石巻市地産地消推進店申請内容変更届

令和　　年　　月　　日

　「食彩・感動 いしのまき」観光推進協議会長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

　石巻市地産地消推進店認定申請の内容に変更が生じたので、要綱第８条の規定に基づき下記のとおり変更内容を届出します。

記

▽変更の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 変　更　前 | 変　更　後 |
| ① |  |  |
| ② |  |  |
| ③ |  |  |
| ④ |  |  |
| ⑤ |  |  |